

令和6年度

【令和6年4月～令和7年3月】

## 箕輪町保育園 入園のしおり



箕 輪 町

箕輪町役場 子ども未来課 <窓口6> 0265-79-3164 (内線 1481, 1484)

# 目次

I 保育園とは	1
II 入園手続き	
1 保育園に入園できる児童	2
2 保育園入園までの流れ	3
3 保育園利用調整基準	4
4 転園・退園の手続きやご相談	5
5 入園申込書・児童台帳の書き方	6
6 保育料	10
III 保育園の生活	
1 保育時間、休園日	13
2 特別保育	13
3 保育園の食事	14
4 保育園での保健、安全管理	15
5 家庭との連絡	15
6 写真等の掲載について	15
7 保育園での発達支援	16
8 こども発達支援事業所「若草園」	16
長時間保育のご案内	17
土曜保育のご案内	18
箕輪町保育園一覧	20
保育園の1日	21
入園準備品	22
箕輪町病児・病後児保育のご案内	26
感染症について	28
薬の取り扱い	32

## I 保育園とは

保護者が仕事をしていたり、病気であったり、家族等の看護・介護を常に行っているために保育ができない等の場合に、家庭との緊密な連携をとりながら、保育を行う児童福祉施設です。

### 箕輪町の保育園の目指しているもの

#### 【保育理念】

子ども一人一人を大切に、保護者や、地域に愛される保育園を目指します。

#### 【保育方針】

- 1 養護と教育を一体的に行い、子どもの発達を支援します。
- 2 保護者の気持ちを受け止め、共に子育てをします。

子ども達は、保育園で大勢の友達と遊び、多くのことを学びます。

家庭では家庭でのふれあいや、近隣社会とのつながりの中で生活の基礎を学んでいます。子どものより健やかな成長をめざし、保育園での保育、家庭による育児の役割を十分確認したうえで保育をしたいと考えています。



## Ⅱ 入園手続き

### 1 保育園に入園できる児童

#### 保育の必要性の認定

入園できる児童は、保護者が以下のいずれかに該当するために児童の保育ができないと認定される必要があります。(保育の必要性の認定)

1	就労	月 60 時間以上の労働の常態であれば、アルバイト、パート、自営業、在宅勤務等が認定対象となります。
2	妊娠・出産	産前3ヵ月、産後3ヵ月が認定期間となります。
3	保護者の疾病、障がい	
4	同居または長期入院している親族の介護・看護	
5	災害復旧	
6	求職活動	保育認定が受けられる期間は、3ヵ月となります。
7	就学	
8	虐待やDVのおそれがあるとき	
9	育児休暇取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であるとき	3歳以上児に限り認定が受けられます。
10	その他 町長が1～9の状態と同等と認める場合	

#### 保育の必要時間

保育の必要量に応じた利用時間があります。

必要時間区分	保育時間	要件等
保育短時間	8時～16時(8時間)	
保育標準時間	7時30分～18時30分(11時間)	父母とも月120時間以上の勤務の場合

#### 認定区分

年齢区分、認定区分は以下のようになります。

年齢区分(4月1日現在)	保育の必要性	認定区分	保育の必要性のない3歳以上児は、1号認定として幼稚園等を利用することができます。
3歳以上	なし	1号認定	
	あり	2号認定	
3歳未満			

## 2 保育園入園までの流れ

### (1) 入園希望調査・申請書類の送付

- 「ながの電子申請システム」により、新年度入園希望調査を行います。
- 入園希望のあるご家庭に新年度入園のための申請書類をお送りします。

### (2) 入園申込書・児童台帳の提出（11月頃）

- 新規入園希望者は、別紙の入園受付日程により、申請書類をご提出ください。
- 受付日に提出ができない場合は、役場子ども未来課へご提出ください。
- 入園申込締切は、11月末とします。締切日以降は、入園をお受けすることが難しい場合があります。

### (3) 入園面接

- 新規入園希望者（2歳児以上）の入園面接は、申込書類の受付日に行います。
- 0、1歳児で4月～6月に入園希望の場合は、2月中に面接を受けてください。  
1月中に各保育園に連絡をし、日程の調整をお願いします。  
(沢、松島、木下保育園は入園申込時に面接希望日の日程を受け付けます。)
- 年度途中（7月以降）入園の場合は、入園日の1か月前までに各保育園に連絡をし、面接を受けてください。
- お子さんがスムーズに園生活を送れるよう、第1希望の保育園の園長、保健師と入園についての希望や心配事についてお話しください。

### (4) 入園調整

- 入園希望状況、受け入れ施設の状況等により、子ども未来課にて総合的な調整をおこないます。
- 入園希望人数が保育園の受け入れ可能人数を上回った場合には、利用調整基準（次ページ参照）により、優先順位の高い方から入園許可となり、場合によっては、第2希望への変更をお願いすることあります。
- 第1希望の保育園について調整が必要な場合には、1月中にご連絡します。
- 保育料の滞納がある場合は、入園を保留とすることがあります。

### (5) 内定通知書の送付

- 2月中旬頃、入園式の案内とともに送付を予定しています。

### (6) 入園式（4月）

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催方法を検討します。

### 3 保育園利用調整基準

保育園の各年齢において、受入可能人数を上回る利用申込みがあった場合は、保育園利用調整基準により優先順位の高い児童から入園を決定します。

#### 優先順位の決定方法

父、母それぞれについて、あてはまる実施基準の中で指数の一番高いものを決定し、父と母の指数を比べ、より低い指数を実施基準点とします。基準点に調整基準の指数を加えたものを利用調整指数として、指数の高いほど優先順位が高いものとします。

#### 保育園利用調整基準

	項目	内容	指数	
実施基準	1 就労	月 160 時間以上就労している者	10	
		月 120 時間以上 160 時間未満就労している者	9	
		月 90 時間以上 120 時間未満就労している者	8	
		月 60 時間以上 90 時間未満就労している者	7	
		自営業	月 160 時間以上就労している者	10
			月 120 時間以上 160 時間未満就労している者	9
		農業	月 90 時間以上 120 時間未満就労している者	8
			月 60 時間以上 90 時間未満就労している者	7
	2 出産等	産前3ヵ月、産後3ヵ月以内	10	
	3 傷病・障がい	傷病	常時病臥、感染症	10
			一般療養（長期安静要）	9
			上記以外で保育に支障がある場合	6
		障がい	身障者手帳 1・2 級、精神保健福祉手帳等保持者	10
			身障者手帳 3 級保持者	7
	4 病人等介護	病院等常時付添者	9	
		自宅常時病臥の介護者	8	
自宅療養者の介護者		5		
身障者手帳 1・2 級、療育手帳等所持者の介護者		8		
身障者手帳 3 級保持者の介護者		5		
5 災害等	火災その他の災害復旧にあたっている者	10		
6 求職	求職のため、現に保育が必要な者	4		
7 就学	就労の基準に準ずる	10~7		
8 虐待等	虐待やDVもしくはそのおそれがある	10		

調整基準	母子および父子並びに寡婦福祉法適用者		+3
	生活保護法適用世帯		+3
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い		+3
	子どもが障がい有する		+3
	育児休業のため一旦退園し、再度入園		+3
	兄弟姉妹入所※	既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合	+3
		兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	+1
	住所地が地域自治区内		+1
	地域自治区内の保育園に乳児保育がなく、地域自治区外の保育園を希望する場合		+3
	自宅からの距離	1 km未満	+2
		1 km以上 3 km以内	+1
	保育料を正当な理由なく滞納している者		-3

※兄弟姉妹入所について、どちらも当てはまる場合は+3を調整指数とする。

利用調整における指数が同一の場合は、以下の基準で優先度を決定します。

1	すでに入所している兄弟姉妹がいる
2	住居地から保育園までの距離が近い
3	保護者が町の保育園や学童クラブで就労（予定）している
4	多子世帯（同一世帯に子どもが3人以上いる）である
5	利用者負担算定基準となる市町村民税額がより低い

## 4 転園・退園の手続きやご相談

### (1) 転園の相談

転園を希望される場合は、保育園長または子ども未来課へご相談ください。

### (2) 退園の手続き

退園月の前月末までに、保育園長または子ども未来課へ退園届を提出してください。

## 5 入園申込書・児童台帳の書き方

保育を必要とする事由	条件等	必要書類
農業	耕作面積 30 ㌧以上 就労時間月 60 時間以上	就労証明書＋農家基本台帳又は農業収支決算書の写し等
自営	就労時間月 60 時間以上	就労証明書＋事業を確認できる書類（登記簿謄本、税の申告書の写等）
妊娠・出産の場合	産前3ヵ月以降 出産後3ヵ月まで	母子健康手帳の写し
看護・介護の場合	保育を必要とする期間	医師の意見書、介護看護等状況申立書
疾病、負傷の場合		医師の意見書
在宅障がい者 （児）のいる世帯		身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し（状況に応じ、「医師の意見書」）
常雇用者・臨時 パートタイマー の場合	就労時間月 60 時間以上	就労証明書
内職者、在宅勤務 者	就労時間月 60 時間以上	就労証明書＋支払証明等
就学	職業訓練校等における職業訓練を含む	在学証明書

※海外赴任されている保護者については、勤務先等が発行する収入を証明する書類をご提出ください。

※2人以上の児童の入園申込書を、同時に提出する場合の証明書等

- ・就労関係の証明、医師の意見書・診断書は、原本一通とそのほかの申込書には写しを添付してください。



箕輪町保育園入園申込書・児童台帳

兼 子どものための教育・保育給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

**新規** 継続  
(該当に○印)

(あて先)箕輪町長

申込日 年 月 日

ふりがな	みのわ もみじ		男	何番目のお子さんですか	生 年 月 日	R5年4月1日現在
保育児童氏名	箕輪 もみじ		女	第 3 子	平成 令和	3歳
住所	箕輪町大字 中箕輪 10298 番地			行政区	松島 中山	
前住所	※ 年1月2日以降に転入された方(今後転入予定の方)は記入してください。 〒333-444 長野県〇〇市××1234番地 もみじマンション 202号室 令和 6 年 4 月 転入 <b>転入予定</b>					
ふりがな	みのわ いちろう			電話	(0265) ××-××××	
保護者氏名	箕輪 一郎			携帯 父	090-●●●●-△△△△	
				携帯 母	090-◎◎◎◎-◆◆◆◆	

次のとおり、保育園入園を申し込みます。保育園に入園した際は、保育園の規定を守り保育料は責任を持って期日までに納入することを誓約いたします。

なお、保育料算定のために必要な住民税等課税資料(同一世帯を含む)及び世帯情報を担当職員が閲覧することに同意いたします。

入園(継続)を希望する保育園	第一希望	松島保育園	希望理由	自宅から近いため		
	第二希望	木下保育園	希望理由	通勤途中のため		
利用期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日まで					
利用時間	利用曜日 (○印記入)		保育時間			
	月 ~ 金・土		8時 30分 から 16時 00分			
保育児童の家庭状況	氏名	続柄	生年月日	年齢 R5.4.1現在	勤務先・学校・保育園名	個人番号
	箕輪 一郎	父	S61年3月2日	38	(株)みのわ	1 2 3 . . . . .
	花子	母	S62年7月8日	36	ドレミ商事	1 3 4 . . . . .
	一太	兄	H27年11月11日	7	中部小2年	1 4 5 . . . . .
	二美	姉	H30年4月5日	5	松島保育園	1 5 6 . . . . .
	もみじ	本人	R 2年5月6日	3		1 6 7 . . . . .
	かえで	祖母	S30年7月9日	68	農業	

保育園の利用を必要とする理由の番号を記入してください。

父	1	1. 就労(月60時間以上の労働)      7. 就学(職業訓練校含む) 2. 妊娠・出産                              8. 虐待・DVのおそれ 3. 保護者の疾病・障がい                9. 育児休業後の継続利用の必要 4. 介護・看護                                10. その他 5. 災害復旧                                  (理由 ) 6. 求職活動
母	1	
祖父		
祖母	1	

世帯の状況 該当するものに <input type="radio"/>	1. 単身・別居世帯 別居者（父・母） 住所 _____ 2. ひとり親家庭 3. 生活保護世帯（ _____ 年 _____ 月 _____ 日保護開始） 4. 在宅障がい者のいる世帯（氏名 _____）⇒確認できる書類の添付 （身障者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・特別児童扶養手当受給者・障害年金受給者）
---	--

**該当する場合は○  
 を付けて必要事項  
 を記入ください。**

保育を必要とする事由			提出書類
1	就 労	月60時間以上の労働を常態としていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> <li>・農業の場合 農家基本台帳、農業収支決算書の写等</li> <li>・自営の場合 税申告書、登記簿謄本の写等</li> </ul>
2	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間もないこと （産後3か月までの期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳の写し</li> </ul>
3	疾病・障がい	父母が病気または心身に障がいを有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の意見書、または障害者手帳の写し</li> </ul>
4	介護・看護	同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護または看護していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の意見書、または障害者手帳の写し</li> <li>・介護看護等状況申立書</li> </ul>
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災証明書</li> </ul>
6	求職活動	求職活動を継続的に行っていること 【3歳未満児の場合は、3か月以内に就労することが条件】	
7	就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設に在学しているまたは職業訓練を受けていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書、学生証の写し</li> </ul>
8	虐待・DV	虐待やDVもしくはその恐れがあること	
9	育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること【3歳以上児のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> </ul>
10	その他	上記に類する状態と町長が認める事由に該当すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども未来課へご相談ください。</li> </ul>

※以下記入不要です。

※町記載欄	認定の可否	支給(利用)期間		認定番号	認定区分(該当に○)
	可・否 (否とする理由)	自 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	自 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		1号・2号・3号 ( 標準・短時間 )
	年 月 日受付	保 育 園			
		備 考			

## 個人番号（マイナンバー）の確認

マイナンバーを記載して申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認と、番号の正しい持ち主であることの確認を行います。そのため、入園手続きの際は、下記の書類をお持ちください。

また、申請書に記載した個人番号を確認するため、ご家族のマイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票等）をお持ちください。

**手続きに来られる方によって、必要な書類が異なります。**

**1 保育園入園申込書の保護者氏名（申請者・納付義務者）欄に氏名が記載された方が書類を提出する場合**  
→①、②が必要

**2 申請者の配偶者や親族が書類を提出する場合**  
→①～③が必要  
1 以外の場合

①委任状（代理人であるための確認）

+

②申請者本人の番号確認書類  
いずれか1点 写し可

- ・申請者のマイナンバーカードまたはその写し
- ・申請者の通知カードまたはその写し
- ・申請者のマイナンバーが記載された住民票の写し
- ・申請者のマイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

+

③代理人の身元確認書類  
(A書類1点、またはB書類2点)

<A書類> 1点必要 原本に限る

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード
- ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書 等

<B書類> 2点必要 原本に限る

- ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
- ・社員証など氏名と生年月日と住所が記載されているもの

①申請者本人の番号確認書類  
いずれか1点 原本に限る

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票の写し
- ・マイナンバー記載の住民票記載事項証明書

+

②申請者本人の身元確認書類

①がマイナンバーカードの場合は、不要  
(A書類1点、またはB書類2点)

<A書類> 1点必要 原本に限る

- ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書 等

<B書類> 2点必要 原本に限る

- ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
- ・社員証など氏名と生年月日と住所が記載されているもの

## 6 保育料

令和元年 10 月 1 日から 3 歳～5 歳の児童（年少児～年長児）は、保育料が無償となりました。未満児は住民税非課世帯が保育料無償となります。

ただし、給食副食費、行事費等は、実費徴収となります。

### (1) 給食副食（おかず・おやつ）費について

- ① 3 歳以上児の副食費は、実際の材料費では国の基準額 4,700 円以上の経費がかかっていますが、保護者の負担軽減のため、町独自に 1,700 円減額し、月額 3,000 円となります。未満児は、保育料に含まれます。
- ② 月の登園日数が、10 日以下の場合は、半額徴収、1 ヶ月全休の場合は、全額免除となります。
- ③ 世帯の市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満（ひとり親等世帯は 77,101 円未満）のお子さんは、副食費は全額免除となります。
- ④ 同時入園にかかわらず、保護者にとって 3 人目以降のお子さんの場合、副食費は全額免除となります。

### (2) 保育料の決め方（未満児クラス）

- ① 保育料は父母の市町村民税所得割合算額と、児童の年齢で決まります。家計の主宰者が両親以外の場合は、その方の税額も合算になります。
- ② 父母の勤務状況により保育標準時間、保育短時間のいずれかを選択できます。
- ③ 保育料は、4～8 月については前年度の住民税所得割額により、9 月～3 月については当年度の住民税所得割額により算定されます。
- ④ 児童の年齢は 4 月 1 日現在の満年齢とし、1 年間はその年齢の保育料とします。年度途中から入園する場合でも、4 月 1 日現在の年齢の保育料となります。
- ⑤ 住宅借入金特別控除、寄附金控除、配当控除、外国税控除などの税額控除を受けている場合は、控除前の税額で算定します。
- ⑥ 長時間保育料は、利用時間を 30 分単位とします。長時間保育料の日割り計算はありません。月の途中で利用開始・中止しても 1 月分の長時間保育料となります。

### (3) 保育料の軽減（減額）措置制度

- ① 市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の場合は、第 2 子は半額、第 3 子からは無料となります。
- ② 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満かつひとり親世帯等の場合は、第 1 子は 8,100 円（保育短時間の場合は 4,500 円）、第 2 子以降は無料となります。
- ③ 同時に 2 人以上が入園している場合は、2 人目は半額となります。
- ④ 同時入園にかかわらず、保護者にとって 3 人目以降のお子さんの場合、保育料は無料となります。
- ⑤ 月の出席日数が「園児の病気・けが」により 10 日以下の場合は、半額負担となりますが、家の都合等での欠席の場合は対象になりません。土曜日も出席日として計算されます。病児・病後児保育を利用した場合は、出席日数に加えます。
- ⑥ 月の出席日数が 0 日の場合は、事由によらず保育料は負担いただきません。

**(4) 納入方法**

- ① 口座振替でお願いします。引落しは、毎月月末（月末が土日の場合は、翌月の最初の平日。12月は25日）です。
- ② 都合により現金納入を希望される場合も、毎月月末（12月は25日）までに納入してください。
- ③ 軽減措置により保育料を還付する場合は、翌月の副食費、保育料で調整（充当）します。

**(5) 保育料滞納に対する措置**

- ① 保育料・副食費の滞納がある場合は、保育園利用許可を取り消す場合があります。
- ② 滞納されている方の保育料は「児童手当」から差し引くことができます。詳しくは、子ども未来課にお問い合わせください。

**(6) 保育料以外の利用者負担**

行事等に係る費用、写真代等の実費については負担をいただきます。なお、このことに係る内容及び支払方法等については、事前に説明します。

保育料徴収金額表

(単位 円)

階層区分	市町村民税 所得割額	保育料月額 ＜3歳未満児＞		長時間 保育料（30 分毎、月額） 7時30分～ 8時 16時～ 18時30分	一時的 預かり 保育料 （30分 毎）
		保育標準時間 7時30分から 18時30分まで	保育短時間 8時から 16時まで		
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	200
3	均等割額のみ課税	13,800	9,000	800	
4	48,600円未満	16,000	11,200	800	
5	48,600円以上 60,000円未満	20,400	15,300	850	
6	60,000円以上 72,000円未満	22,200	17,100	850	
7	72,000円以上 84,000円未満	24,000	18,900	850	
8	84,000円以上 97,000円未満	25,800	20,700	850	
9	97,000円以上 133,000円未満	30,600	25,200	900	
10	133,000円以上 169,000円未満	34,300	28,900	900	
11	169,000円以上 235,000円未満	36,300	30,600	950	
12	235,000円以上 301,000円未満	37,100	31,400	950	
13	301,000円以上 397,000円未満	40,000	34,000	1,000	
14	397,000円以上	45,700	39,100	1,100	

## Ⅲ 保育園の生活

### 1 保育時間、休園日

#### (1) 保育時間

- 8時から16時の8時間が通常保育、7時30分から8時、16時から18時30分は長時間保育となります。
- 長時間保育を必要とする場合は、「長時間保育申込書」を各園にご提出ください。
- 長時間保育の変更の場合は変更申請書を、長時間保育がなくなっただけの場合は、中止届を各園へご提出ください。
- 長時間保育に関わる申請書は、各園にあります。  
※長時間保育について、詳しくは17ページをご覧ください。
- 契約保育時間を超えて保育を希望する場合は、30分間当たり200円の延長保育料がかかります。

#### (2) 希望保育

- 土曜日、お盆期間中、年度末は、希望保育となります。希望保育の申込が必要です。

#### (3) 休園日

- 日曜日、祝日及び12月29日から1月3日
- 非常災害が発生したとき、または災害が発生する恐れがあるときは臨時休園させていただきます。
- 年度末に新年度準備のため全園1日休園させていただきます。

#### (4) 慣れ保育

- 入園当初は子どもにとって心身共に負担が大きいため、新入園児は、概ね2週間保育時間を短縮します。(4月 家庭訪問後くらいまで)
- 0、1歳児は、1週間程度保護者と一緒の保育をお願いしています。

#### (5) 土曜保育

- 土曜日の勤務等で保育が必要な場合、土曜保育を行っています。利用を希望される場合は、入園申し込み時に申請が必要です。「土曜保育」は松島保育園で行い、申込みは各保育園で受け付けます。
- 保育時間については、契約保育時間の利用となります。  
※土曜保育について、詳しくは18ページをご覧ください。

### 2 特別保育

各保育園では通常保育のほかに次のような特別保育を行なっています。

- (1) **乳児保育** (0歳児保育) ⇒ 沢保育園、松島保育園、東みのわ保育園、木下保育園  
満8か月から1歳3か月までの保育です。
- (2) **未満児保育** ⇒ 全保育園  
満1歳4か月以上3歳未満児の保育です。



**(3) 障がい児保育 ⇒ 全保育園**

心身に障がいを持つ子どもも、同年齢の子どもの中で一緒に生活し共に遊ぶ中で伸びあう力をつけるように保育をしています。

医療的ケアを必要とする場合は、より専門的な職員配置を要しますので、入園申込みの際にご相談ください。

**(4) ふれあい保育 ⇒ 全保育園**

地域のお年寄りとの交流や福祉施設への訪問等を行い、世代間の交流やふれあいを深めます。

**(5) 育児相談・未就園児への園開放（のんたん）⇒ 全保育園**

保育園では子育てに関する相談を行っています。また未就園児の園開放（のんたん）を行っていますので、お気軽にご利用ください。のんたんの年間計画は、町ホームページ、各保育園または子ども未来課にてご確認ください。

**(6) 一時預かり保育 ⇒ 沢保育園、子育て支援センター「いろはぼけっと」**

未就園のお子さんが対象です。申込みは、一時預かり実施場所にて受け付けます。

(200円/30分 給食代 主食50円 おかず130円 おやつ代1回30円)

**(7) 病児・病後児保育 ⇒ 病児保育室「いちごハウス」、「あるぷす」**

病気治療中又は、回復期にある園児を一時的にお預かりする、病児・病後児保育を上伊那生協病院の病児保育室「いちごハウス」及び伊那中央病院の病児保育室「あるぷす」で実施しています。

事前に登録が必要です。詳しくは26ページをご覧ください。

### 3 保育園の食事

保育園の食事やおやつは、乳幼児の心身の発達、健康の維持・増進と、望ましい食生活習慣を身に付けることを目的としています。より安全で豊かな給食を目指し、自園給食を行っています。献立表は前月末に配信します。

(1) 3歳未満児は完全給食です。昼食（ごはんとおかず）と午前・午後のおやつを提供します。

(2) 3歳以上児は昼食のおかずと、午後のおやつを提供します。「ごはん」を持たせてください。

(3) 食物アレルギーがある場合は事前にお知らせください。医師の指示書(※)に基づいて除去食等の対応を行います。

(4) 土曜保育、希望保育は、お弁当をご持参いただきます。

(5) お弁当をご持参いただく際、誤嚥予防のため18ページの9をご覧ください。ご協力をお願いします。

※「箕輪町保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」





## 4 保育園での保健、安全管理

保育園での健康管理は家庭・保育園・主治医が連携をとり、子どもの健康状態や病気の予防、健康な体づくりを進めています。

(1) 保育園では必要な検査・検診を行ないます。

- 発育測定（年6回）
- 健康診断（年2回）
- 歯科健診（年2回）
- 視力検査（年1回年長のみ）
- 尿検査（年1回3歳以上児）

(2) 午睡について

午睡は乳幼児期の子どもの健康管理上欠かせません。保育園では一年を通して1～2時間午睡をします。（年長児は子どもの成長に合わせて対応します。）

(3) 保育中や通園時に怪我などをして医師の治療が必要となった場合は、災害共済給付制度により、医療費などを補償します。

- 掛け金は、町が負担します。
- 給付が受けられる事故は、保育中及び申請された経路での通園中の事故です。
- 5,000円以上の医療費について、給付対象となります。
- 医療費は一旦立替え払いをし、「医療等の状況」（報告書）を病院で作成してもらい、保育園へ提出してください。
- 給付金は、規定額を指定口座へ振り込みます。
- 乳幼児・児童福祉医療費の対象からは外れます。（重複支払いなし）

## 5 家庭との連絡

(1) 町では、保育支援システム「コドモン」を利用しています。保護者アプリをダウンロードし、パスワード登録をしていただくとアプリ上で欠席・遅刻の連絡等が利用できます。

(2) 保育園から家庭への連絡は、おたより、コドモン、みのわメイトの配信等でお知らせします。

(3) 家庭からの連絡は連絡帳などでお知らせください。欠席・遅刻などの連絡は、**9時まで**に、コドモン、または電話でご連絡ください。

(4) 連絡先が変わる場合は、その都度必ずお知らせください。

## 6 写真等の掲載について

保育園の情報を発信するため、町広報誌、新聞、子育て支援サイト、伊那ケーブルテレビなどへ保育園での様子を掲載、放送することがあります。写真の掲載等については、年度の初めに保護者の同意をいただきます。

## 7 保育園での発達支援

保育園入園前に、集団生活、社会生活が不安なお子さんのために園長、発達支援専門員、作業療法士との面談が持てます。必要に応じて加配保育等の支援を検討します。

保育園に入園し、初めて集団生活を経験することで、お子さんの苦手な部分や困り感が見えてくることがあります。保育園では、お子さんにあった保育を実施するために、巡回相談等の実施や随時保護者面談の機会を持ち、保育の支援の見直しを行っています。

保護者は、言語聴覚士、臨床心理士等の専門職と相談をすることができます。また、就学に向けて教育相談を、年中児の後半から受けることができます。

心配なことがありましたら、園長又は担任までご連絡ください。

## 8 こども発達支援事業所「若草園」

こども発達支援事業所「若草園」では、就学前までの支援が必要なお子さんに対して、小グループでの療育支援、発達支援を行っています。保護者同伴での通園、単独通園、保育園との併行通園が可能です。

子ども未来課にて受け付けています。



## 長時間保育のご案内



### 1 保育園場所

町内全保育園で実施します。

### 2 保育時間

朝 7時30分から8時

夕 16時から18時30分

※入園式、運動会及び卒園式当日は、長時間保育は実施しません。

### 3 申込方法

- ① 長時間保育は、あらかじめ申し込みが必要です。「長時間保育申込書」、「就労証明書」を各園にご提出ください。
- ② 長時間保育の時間を変更する場合は、「長時間保育時間変更申込書」をご提出ください。勤務時間が変更となり時間を延長する場合は、「就労証明書」の提出をお願いします。
- ③ 長時間保育を中止する場合は、「長時間保育中止届」をご提出ください。
- ④ 利用開始の申込、時間の変更、中止は、前月の25日までに必ず届出書を各園にご提出ください。

### 4 長時間保育料

- ① 保育料の階層ごとの月額料金となります。月の途中からの利用でも1月分納入いただきます。
- ② 契約時間を超過した場合には、追加料金 200 円/30 分が発生します。

### 5 お迎えについて

- ① お迎え時間は、契約の時間厳守でお願いします。
- ② やむを得ない事情でお迎え時間に遅れる場合は、必ずご連絡ください。
- ③ 16時以降の連絡は、職員が保育中ですので、コドモンではなく電話でお願いします。
- ④ 代わりの方がお迎えに来る場合、コドモンの降園打刻を必ずしていただくようお願いください。



## 土曜保育のご案内



- 1 保育場所 松島保育園
- 2 保育時間 7時30分～18時30分 のうち保護者との契約時間
- 3 申込方法
  - ① 各園にある「土曜保育申込書」に必要事項をご記入の上、「就労証明書（土曜保育）」を添え、前月の20日（休日の場合は前日）までに各園に提出してください。申込みの人数により保育士を確保します。
  - ② 20日を過ぎて急に土曜保育が必要となった場合は、保育人数に余裕がある場合のみ保育を行います。急な申込の場合は、園児に対する保育士が確保できないため、対応できない場合があります。
  - ③ 保育が必要でなくなった場合は、松島保育園へご連絡ください。当日の取消しについては、8時までに松島保育園へ必ず電話でご連絡ください。（電話 0265-79-2319、または 79-2364）

**\*土曜保育については、コドモンでの連絡はできません。**
- 4 利用料金 おやつ代1日100円（2歳児以上）
  - ① 園児の氏名を記入した封筒に入れ、申込書と一緒に園へ提出してください。  
おやつは、事前に業者に注文をするため欠席の場合でも返金しません。
  - ② 0歳児、1歳児およびアレルギーのある児は、おやつをご持参ください。おやつ代は徴収しません。
- 5 昼食について
  - ① おかず入りのお弁当、はし、コップ、水筒（お茶か水）をご持参ください。
  - ② お迎えが11時30分より前の場合は、お弁当はいりません。
- 6 おやつについて
  - ① 0歳児、1歳児およびアレルギーのある児は、おやつをご持参いただき、担当の保育士に手渡ししてください。
  - ② 土曜保育おやつ献立表を参考にして持たせていただくようにお願いします。  
各袋に「氏名 午前」「氏名 15時」と記入し、常温で管理できるものをご用意ください。
- 7 持ち物
  - ① カラー帽子 ② 上履き ③ 昼寝用布団一式 ④ 昼食（弁当、はし、コップ、水筒）
  - ⑤ 着替え・汚れものを入れるビニール袋 ⑥ おやつ（0,1歳児とアレルギーのある子）
  - ⑦ 食事用エプロン・ガーゼ（3歳未満児） ⑧ オムツ・おしりふき・キッチンポリ袋
- 8 みのわメイト登録について  
土曜保育中の緊急連絡をみのわメイトで行います。「土曜保育」グループの登録をお願いします。緊急時、みのわメイトの「土曜保育」グループから一斉連絡をさせていただきます。連絡内容に応じて、折り返しの電話連絡などの対応をお願いします。
- 9 その他  
お弁当、おやつ（0,1歳児、アレルギーのある子）を持ってくる際、誤嚥予防のためご協力をお願いします。
  - ◎ミニトマトやぶどう、うずらの卵などの球体のものは4等分または半分にカットする。
  - ◎キャンディーチーズは半分にカットするか型抜きチーズやスティックチーズにする。
  - ◎ミニゼリーは弾力の少ない柔らかいものにし（口の中でバラバラになりやすいもの）小さいスプーンをつける。（グミは持たせないでください。）






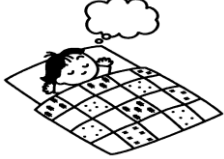



## 箕輪町保育園一覧

保育園名	電話	所在地	小学校区	定員	長時間保育	乳児保育	未満児保育	障がい児保育	子育て相談	一時預かり	土曜保育	園庭開放	信州やま保育	園の特徴
沢保育園	79-2612	大字中箕輪 1890-1	北小学校	170	○	○	○	○	○	○		○		広い芝生の園庭のある保育園です。地域の方との交流を大切にされた保育をしています。
長田保育園	79-8764	大字中箕輪 2134-268	北小学校	90	○		○	○	○			○	○	緑豊かで自然の中に溶け込んだ保育園です。虫とり、木の実拾い等身近な自然に触れ伸び伸びと遊べる保育をしています。
上古田保育園	79-2790	大字中箕輪 6031-3	西小学校	90	○		○	○	○			○	○	信州型自然保育の保育園に認定されています。地域との繋がりを大切にし、自然を生かした保育をしています。
松島保育園	79-2319 79-2364 (FAX)	大字中箕輪 10275-2	中部小学校	200	○	○	○	○	○		○	○		町内の中心地にあり小中学校との交流が盛んです。笑顔いっぱいの保育園をキャッチフレーズにみんなが笑顔になれる保育を目指しています。
木下保育園	79-0566 79-0567 (FAX)	大字中箕輪 13333-1	中部小学校	200	○	○	○	○	○			○		広い芝生の園庭のある保育園です。園舎の中には調理の様子が見える「はらぺこのまど」やケヤキのオブジェのある「えほんのもり」など心と身体を豊かに育む環境が整っています。
三日町保育園	79-2100	大字三日町 1456	南小学校	60	○		○	○	○			○	○	運動あそび発祥の園。近くの高齢者施設との世代を超えた交流をしています。広い園庭に土山があり、冬はそり遊びを楽しみます。
東みのわ保育園	98-0807	大字東箕輪 3229	東小学校	120	○	○	○	○	○			○	○	木のぬくもりと安全対策が施されたゆとりある保育環境の中で、子どもたちはのびのび園生活を送っています。



# 保 育 園 の 1 日












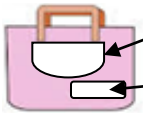
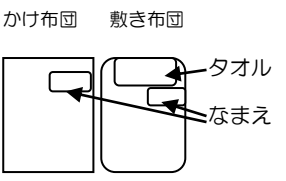
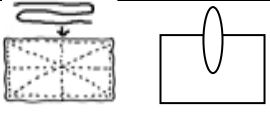
時 刻	ながれ	内 容
7時30分～8時	長時間保育	
8時	登 園 自由あそび	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時までには登園しましょう</li> <li>・お友達と楽しくあそびましょう</li> </ul> 
9時	クラス保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日は、どんな遊びをするのかな？</li> </ul> 室内あそび、戸外あそび 運動あそび、お散歩、食育活動・・・ 
11時 (時間は年齢によります)	昼 食	楽しく食事をしましょう 
12時30分	午 睡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午睡前に絵本やお話を聞きます</li> <li>・静かに「おやすみなさい」</li> </ul> 
14時30分	起 床	布団の片付け・着替え 
15時	お や つ	「おいしいおやつをいただきます」 
15時30分	帰りの支度	「さようなら」 
16時	降 園	
16時～18時30分	長時間保育	

【保育園の行事】★各保育園により実施月、内容に違いがあります。

- ・入園式 ・家庭訪問 ・遠足 ・プール開き ・七夕まつり ・親子運動会
- ・交通安全教室 ・歯科検診 ・内科検診 ・視力検査(年長) ・サッカー教室
- ・七五三参拝・会食 ・生活発表会 ・クリスマス会
- ・節分 ・ひなまつり ・卒園式
- ＊参観日 保育参加 毎月…誕生日会、避難訓練 隔月…発育測定
- ◎運動遊び ◎食育 ◎読育

## 入園準備品（0歳児用）

◇持ち物すべての表側に大きく名前（消えないもので）をしっかり書くか、縫い付けてください。



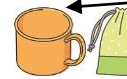

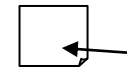







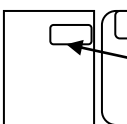
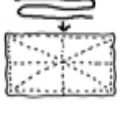
品名	略図	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>かばん等</li> </ul>	 なまえ	市販のもので良いが、エプロン、ガーゼのハンカチ、連絡帳、コップ袋等が、ゆったりと入るものが良い。リュックサック型が適している。
<ul style="list-style-type: none"> <li>ミルク</li> <li>哺乳ビン</li> <li>(必要な子のみ)</li> </ul>	 なまえ	家庭で飲んでいるものと同じミルク 清潔なものを毎日ご用意ください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>コップ</li> <li>袋</li> </ul>	 なまえ	マグマグ・ストロー付きコップなど(子どもの飲みやすいもの) 袋はコップがゆったり入る大きさと、滑りの良いひもを通す。
<ul style="list-style-type: none"> <li>エプロン</li> </ul>	 ゴムを入れる なまえ	食事用 1日3枚(昼食、午前午後のおやつに使用します。) ハンドタオルにゴムを入れ首にかけられるようにする。 (フェイスタオルを半分に切りゴムを入れ作る場合は切口を始末する。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガーゼのハンカチ</li> <li>ビニール製巾着袋</li> </ul>	 なまえ	1日3枚(昼食、午前午後のおやつに手や口の回りを拭きます。) 濡れたハンカチ、エプロンを入れるビニール製巾着袋
<ul style="list-style-type: none"> <li>よだれかけ(スタイ)</li> <li>(必要に応じて)</li> </ul>		よだれの多い子どもは3~4枚くらい
<ul style="list-style-type: none"> <li>おむつ(布おむつの場合はふた付きバケツが必要)</li> <li>キッチンポリ袋(1箱)</li> </ul>	 なまえ	10枚くらい(布でも紙でもどちらでもよい)紙おむつはお尻側上部に名前を書く。(朝はいてくるものにも記名してください) 使用した分を、翌日補充してください。 便のおむつはキッチンポリ袋に入れます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>おしりふき</li> </ul>	 なまえ	ケースつき ケースに名前を記入 (はじめに1パック・随時補充していただきます)
<ul style="list-style-type: none"> <li>ボックスティッシュ</li> <li>(個人用)</li> </ul>	 なまえ	1箱(随時補充、箱に名前を書く)
<ul style="list-style-type: none"> <li>通園バック</li> </ul>	 なまえ	縦 30cm×横 40cm位。 おもて側に名前を記入 園に置いておきます。 名前の大きさ たて 5cm×よこ 15cm
<ul style="list-style-type: none"> <li>着替え</li> <li>着替え袋</li> </ul>	 ポケット なまえ	着替え2~3組。パンツ・ズボンを多めに用意。 袋の大きさは縦 35cm×横 45cm位。 袋にポケットをつける。(記名入レジ袋5~6枚を入れる)
<ul style="list-style-type: none"> <li>午睡用布団</li> <li>(大きく記名してください。)</li> <li>たて 5cm×よこ 15cm</li> </ul>	 かけ布団 敷き布団 タオル なまえ	敷布団：巾 70cm×長さ 130cm 位(カバーの頭の部分にタオルを縫う) 掛布団：巾 90cm×長さ 130cm 位 カバーは取り外しのできるもの。 夏期：タオルケット 冬期：毛布も使用
<ul style="list-style-type: none"> <li>(園に提出用)</li> <li>台ふき 2枚</li> <li>フェイスタオル 1枚</li> </ul>	 台ふき タオル	台ふき…新しいタオルを3つ折りにたたんで縫ってください。 タオル…図のように長い辺の中心に、ヒモをしっかりとはめて縫ってください。(記名は不要です。)

\*服装は自由ですが着脱しやすい服装にしてください。



## 入園準備品（1歳児用）

◇持ち物すべての表側に大きく名前（消えないもので）をしっかり書くか、縫い付けてください。







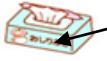





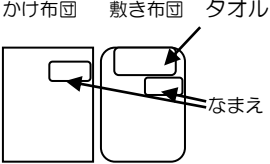
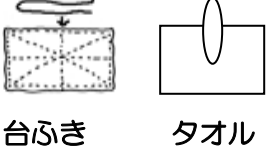
品名	略図	注意事項
・かばん	 なまえ	市販のもので良いが、エプロン、ガーゼのハンカチ、連絡帳、コップ袋等が、ゆったりと入るものが良い。リュックサック型が適している。
・個人用ハンドタオル	 なまえ	ヒモをしっかりと縫い付け、名前を書く。毎日持ち帰ります。
・コップ ・袋	 なまえ	コップは落としても壊れないもの。 袋はコップがゆったり入る大きさで、滑りの良いひもを通す。
・エプロン	 ゴムを入れる なまえ	食事用 1日3枚（昼食、おやつに使用します） ハンドタオルにゴムを入れ、首にかけられるようにする。 （フェイスタオルを半分に切りゴムを入れる場合は切口を始末する）
・ガーゼのハンカチ ・ビニール製巾着袋	 なまえ	1日3枚 手や口の回りを拭きます。 使用後のハンカチ、エプロンを入れるビニール製巾着袋等
・おむつ（布おむつの場合はふた付きバケツが必要） ・キッチンポリ袋(1箱)	 なまえ	10枚くらい（布でも紙でもどちらでもよい）紙おむつはお尻側上部に名前を書く。（朝はいてくるものにも記名してください） 使用した分を、翌日補充してください。 便のおむつはキッチンポリ袋に入れます。
・おしりふき	 なまえ	ケースつき ケースに名前を書く。 （はじめに1パック・随時補充していただきます。）
・ボックスティッシュ（個人用）	 なまえ	1箱（随時補充、箱に名前を書く）
・上はき ・上はき袋（必要時にお知らせ）	 なまえ	通気性がよく、底が白く薄いもの。足にあっていて、脱ぎ履きしやすいものが良い。マジックテープのものが良い。名前は見える場所を書く。町で推奨する上はきがあります。
・かっぱ	 なまえ	前身ごろとフードに名前を大きく書く。 通園時用と緊急時用に保育園に置くものと2枚ご用意ください。 傘は玩具にもなり、前方が見えにくいいため禁止とします
・通園バック	 なまえ	縦 30cm×横 40cm位。 おもて側に名前を記入 園に置いておきます。 名前の大きさ たて 5cm×よこ 15cm
・着替え（着脱しやすいもの） ・着替え袋	 ポケット なまえ	季節にあった着替え2～3組。パンツ・ズボンを多めに用意。 袋の大きさは縦 35cm×横 45cm位。 袋にポケットをつける。（記名入レジ袋5～6枚を入れる）
・午睡用布団 （大きく記名してください。） たて 5cm×よこ 15cm	かけ布団 敷き布団  タオル なまえ	敷布団：巾 70cm×長さ 130cm 位(カバーの頭の部分にタオルを縫う) 掛布団：巾 90cm×長さ 130cm 位 カバーは取り外しのできるもの。 夏期：タオルケット 冬期：毛布も使用
（園に提出用） ・台ふき 2枚 ・フェイスタオル 1枚	 台ふき タオル	台ふき…新しいタオルを3つ折りにたたんで縫ってください。 タオル…図のように長い辺の中心に、ヒモをしっかりとぬいつけてください。（記名は不要です。）

\*服装は自由ですが着脱しやすい服装にしてください。

\*上履きは必要時に園からお知らせします。

## 入園準備品（2歳児用）


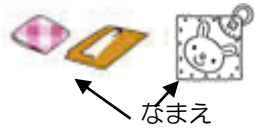

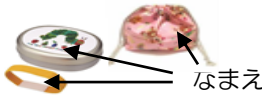


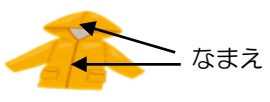
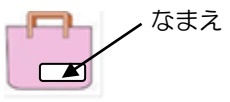
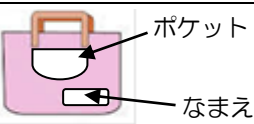
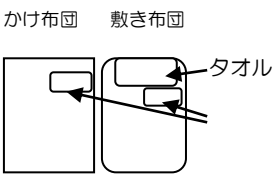
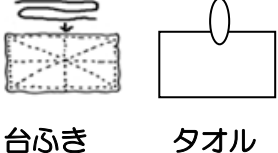
◇持ち物すべての表側に大きく名前（消えないもので）をしっかり書くか、縫い付けてください。

品名	略図	注意事項
・かばん	 なまえ	市販のもので良いが、エプロン、ガーゼのハンカチ、連絡帳、コップ袋等が、ゆったりと入るものが良い。リュックサック型が適している。
・個人用ハンドタオル	 なまえ	ヒモをしっかりと縫い付け、名前を書く。毎日持ち帰ります。
・コップ ・袋	 なまえ	コップは落としても壊れないもの。 袋は用具がゆったり入る大きさと、滑りの良いひもを通す。
・エプロン	 ゴムを入れる なまえ	食事用 1日2～3枚（昼食、おやつに使用） ハンドタオルにゴムを入れ、首にかけられるようにする。 （フェイスタオルを半分に切りゴムを入れる場合は切口を始末する）
・ガーゼのハンカチ ・ビニール製巾着袋	 なまえ	1日3枚 手や口の回りを拭きます。 使用後のハンカチ、エプロンを入れるビニール製巾着袋等
・おむつ（布おむつの場合はふた付きバケツが必要） ・キッチンポリ袋(1箱)	 なまえ	10枚くらい（布でも紙でもどちらでもよい）紙おむつはお尻側上部に名前を書く。（朝はいてくるものにも記名してください） 使用した分を、翌日補充してください。 便のおむつはキッチンポリ袋に入れます。
・おしりふき	 なまえ	ケースつき ケースに名前を書く。 （はじめに1パック・随時補充していただきます。）
・ボックスティッシュ（個人用）	 なまえ	1箱（随時補充、箱に名前を書く）
・上はき ・上はき袋	 なまえ	通気性がよく、底が白く薄いもの。足にあっていて、脱ぎ履きしやすいものが良い。マジックテープのものが良い。名前は見える場所を書く。町で推奨する上はきがあります。
・かっぱ	 なまえ	前身ごろとフードに名前を大きく書く。 通園時と緊急時に保育園に置くものと2枚ご用意ください。 傘は玩具にもなり、前方が見えにくいため禁止とします
・通園バック	 なまえ	縦 30 cm×横 40 cm位。 おもて側に名前を記入 園に置いておきます。 名前の大きさ たて 5 cm×よこ 15 cm
・着替え（着脱しやすいもの） ・着替え袋	 ポケット なまえ	季節にあった着替え2～3組。パンツ・ズボンを多めに用意。 袋の大きさは縦 35 cm×横 45 cm位。 袋にポケットをつける。（記名入レジ袋5～6枚を入れる）
・午睡用布団 （大きく記名してください。） たて5cm×よこ15cm	 かけ布団 敷き布団 タオル なまえ	敷布団：巾 70cm×長さ 130cm 位(カバーの頭の部分にタオルを縫う) 掛布団：巾 90cm×長さ 130cm 位 カバーは取り外しのできるもの。 夏期：タオルケット 冬期：毛布も使用
（園に提出用） ・台ふき 2枚 ・フェイスタオル1枚	 台ふき タオル	台ふき…新しいタオルを3つ折りにたたんで縫ってください。 タオル…図のように長い辺の中心に、ヒモをしっかりとぬいつけてください。（記名は不要です。）

\*服装は自由ですが着脱しやすい服装にしてください。

## 入園準備品(3歳以上児用)

◇持ち物すべての表側に大きく名前(消えないもので)をしっかり書くか、縫い付けてください。

品名	略図	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>かばん</li> </ul>		市販のもので良いが、弁当、コップ袋、連絡帳等がゆったりと入るものが良い。リュックサック型が適している。
<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンカチ</li> <li>ティッシュ</li> <li>個人用ハンドタオル</li> </ul>		毎朝清潔なものをポケットに入れてくる。タオル地が良い。ポケットティッシュにも記名をする。ヒモをしっかりと縫い付け、名前を書く。毎日持ち帰ります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>歯ブラシ</li> <li>コップ</li> <li>袋</li> </ul>		歯ブラシは子ども用、毛が開いたら取り替える。 (3歳児は、園からお知らせした後、準備してください。) コップは落としても壊れないもの。 袋は用具がゆったり入る大きさで、すべりの良いひもを通す。
<ul style="list-style-type: none"> <li>弁当箱・ゴムバンド</li> <li>弁当袋</li> </ul>		弁当箱は金物製。(冬は温めるため)箸不要。ゴムバンドに名前記入。弁当袋は、弁当箱が入りやすい大きさ。
<ul style="list-style-type: none"> <li>ボックスティッシュ(個人用)</li> </ul>		1箱(随時補充、箱に名前を書く)
<ul style="list-style-type: none"> <li>上はき</li> <li>上はき袋</li> </ul>		通気性がよく、底が白く薄いもの。足にあっていて、脱ぎ履きしやすいものが良い。マジックテープのものが良い。名前は見える場所を書く。町で推奨する上はきがあります。 (夏季には鼻緒の付いたビーチサンダルを使用します。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>かっぱ</li> </ul>		前身ごろとフードに名前を大きく書く。 通園時用と緊急時用に保育園に置くものと2枚ご用意ください。 傘は玩具にもなり、前方が見えにくいいため禁止とします
<ul style="list-style-type: none"> <li>園児服</li> </ul>		冬服は着用、夏は(6月~9月の期間)自由。 新入園児は、入園申し込み会場で注文を受け付けます。 継続児は、園で注文書を配ります。 冬服 4,100円くらい
<ul style="list-style-type: none"> <li>通園バック</li> </ul>		縦30cm×横40cm位。 おもて側に名前を記入 園に置いておきます。 名前の大きさ たて5cm×よこ15cm
<ul style="list-style-type: none"> <li>着替え(着脱しやすいもの)</li> <li>着替え袋</li> </ul>		季節にあった着替え2~3組。 袋の大きさは縦35cm×横45cm位。 袋にポケットをつける。(記名入レジ袋5~6枚を入れる)
<ul style="list-style-type: none"> <li>午睡用布団</li> </ul> <p>(大きく記名してください。) たて5cm×よこ15cm</p>		敷布団：巾70cm×長さ130cm位(カバーの頭の部分にタオルを縫う) 掛布団：巾90cm×長さ130cm位 カバーは取り外しのできるもの。 夏期：タオルケット 冬期：毛布も使用
<ul style="list-style-type: none"> <li>(園に提出用)</li> <li>台ふき 2枚</li> <li>フェイスタオル1枚</li> </ul>		台ふき…新しいタオルを3つ折りにたたんで縫ってください。 タオル…図のように長い辺の中心に、ヒモをしっかりとぬいつけてください。(記名は不要です。)

# 箕輪町病児・病後児保育のご案内

Q1 どこで利用できるの？

A1 病児保育室「いちごハウス」 上伊那生協病院内  
 病児保育室「あるびす」 伊那中央病院内 院内保育園横

Q2 どんな時に利用できるの？

A2 ・子どもが病気で集団保育等には不安があっても、保護者が仕事の都合で看護できない時にご利用いただけます。  
 ・ただし、お子さんの症状や定員等受け入れの都合によりお預かりできない場合があります。



Q3 利用できるお子さんの条件は？

A3 町内に住所がある、1歳から小学6年生までのお子さんとなります。

Q4 どうやって利用するの？

A4 利用するには、以下の手順で手続きが必要です。

\*手続きに必要な書類について

利用登録申請書、利用申請書(表・裏)、医師連絡票は、役場子ども未来課・町内保育園・町内小学校いちごハウスにあります。また、箕輪町公式ホームページにも掲載しています。

①事前登録

病児保育を利用される方は、事前に登録が必要です。

利用登録申請書を、箕輪町役場子ども未来課へご提出ください。

利用料の関係上、生活保護世帯の方は申し出てください。

②予約

かかりつけ医を受診し医師連絡票を発行してもらい、利用を希望する病児保育室に電話で予約してください。

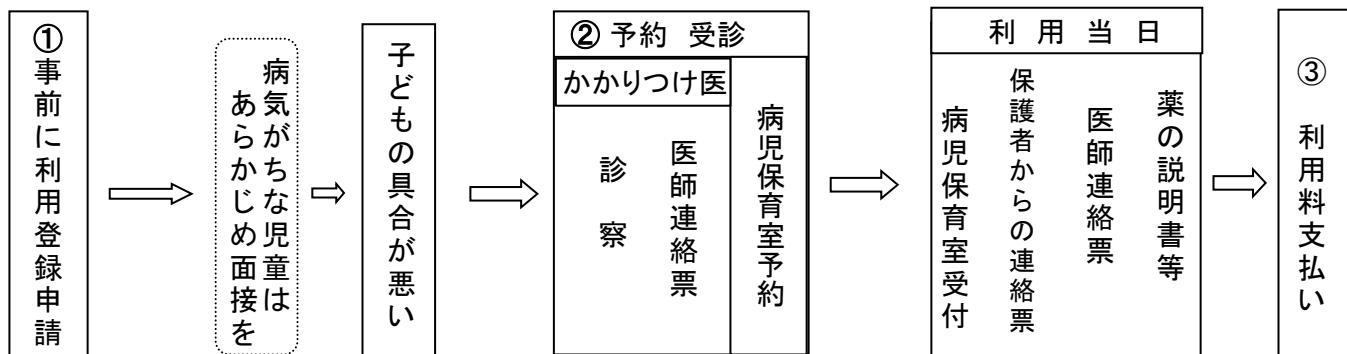
利用当日には「保護者からの連絡票」、「医師連絡票」と「処方された薬の説明書又はお薬手帳」をお持ちください。

(\*医師連絡票は、医療機関によっては有料となります。)

③支払い

利用後、役場から利用料の納付書が送られます。役場会計課又は金融機関へ納めてください。

(保育園在籍児は無料。)



## ◎病児保育室のご利用について

対象児童	町内在住の1歳から小学6年生までの子ども	
利用時間	月曜日から金曜日（祝日・年末年始(12/29～1/3)・8/14～8/16を除く） ・午前8時から午後6時まで	
定員	1日 10名(いちごハウス) 1日 6名(あるぷす)	
利用料金	・1人1日 3,000円 4時間までは 1,500円 生活保護世帯は無料 (ただし、保育園児は無料となります。) ※食事・おやつを利用する場合は実費負担: 食事代(250円)・15時のおやつ代(50円) アレルギー対応はできません。 ・かかりつけ医が発行する医師連絡票は、医療機関によっては有料となります。	
利用期間	1回の申し込みにつき、原則として連続7日間まで(実施施設の休日を除く)	
予約時間	①原則として前日までに予約 午前10時から午後6時 ②月曜日に利用したい場合 日曜日の午後6時から午後8時 ③当日急に利用したい場合 午前7時00分から午前7時15分 ※いちごハウスは、午前6時45分から午前7時15分	(連絡先) いちごハウス 090-8329-5962 あるぷす { 0265-78-5033 070-4271-8030
利用当日の必要書類	<input type="checkbox"/> 医師に書いてもらう書類(医師連絡票) <input type="checkbox"/> 保護者が記入する書類(利用申請書・保護者からの連絡票) <input type="checkbox"/> 処方された薬の説明書又はお薬手帳	
持ち物	<input type="checkbox"/> 処方されている薬 <input type="checkbox"/> はしとスプーン、コップ <input type="checkbox"/> 水分補給用飲料 <input type="checkbox"/> おしぼり(昼食、おやつ時使用) <input type="checkbox"/> お昼寝用の大判バスタオル2枚 <input type="checkbox"/> 子ども用マスク <input type="checkbox"/> スーパーの袋(2～3枚) <input type="checkbox"/> 着替え(年齢・症状に合わせて、下着を含め2組以上) <input type="checkbox"/> 午前中のおやつと夕方のおやつ ※必要に応じて ◇粉ミルク ◇哺乳ビン ◇紙オムツ ◇おしりふき ◇食事用エプロン ◇おもちゃ	

### <注意事項>

- 予約後、利用をキャンセルする場合は、直ちに、必ず病児保育室へお電話ください。
- お預かりできない疾患があります。詳しくは、各病児保育室にお問合せください。

#### 「いちごハウス」の場所

- ・所在地：箕輪町大字中箕輪11324  
電話 0265-79-9214  
FAX 0265-79-9249

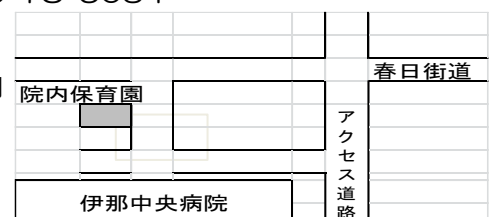
- ・上伊那生協病院敷地内  
病院の南側の建物内  
☆案内板が目印です



#### 「あるぷす」の場所

- ・所在地：伊那市小四郎久保1337-1  
電話 0265-78-5033  
携帯 070-4271-8030  
FAX 0265-78-5034

- ・伊那中央病院敷地内  
院内保育室横



## 感染症について

感染症に罹患した場合は上伊那医師会の取り決めにより登園許可、治癒報告、登園届を提出いただき保育の受け入れを行います。

<b>登校・登園許可証</b>		【上伊那版】
<b>児童・生徒氏名</b> _____		
診断: 百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症)・結核 髄膜炎菌性髄膜炎・急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症 マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・その他( )		
登校停止期間: _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで		_____ 年 _____ 月 _____ 日
医療機関名 _____ 医師名 _____		

### I 登校・登園許可証が必要な学校感染症(第二種感染症、第三種感染症の一部)

No.	病名	出席停止期間
1	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
3	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4	風疹	発疹が消失するまで
5	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
6	咽頭結膜熱	主要症状消退後 2 日を経過するまで
7	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
8	急性出血性結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
9	流行性角結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
10	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
11	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよければ可
12	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態がよければ可

### II 登校・登園許可証の必要でない学校感染症(第三種感染症の一部)

13	伝染性紅斑	全身状態がよければ可
14	手足口病	全身状態が安定していれば可
15	ヘルパンギーナ	全身状態が安定していれば可
16	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状から回復し、全身状態がよければ可

- \*いずれの場合も、医師が感染の予防上支障がないと認めたときはこの限りではない
- \*感染予防上問題がなくても、本人の状態が十分回復していない場合は、安静が必要である
- \*1-10は学校保健安全法による法律上の規定 11-16は『学校において予防すべき感染症の解説』による
- \*インフルエンザについては「インフルエンザ治癒報告書」を利用する
- \*詳しくは、次ページ「学校において予防すべき感染症の解説」をご参照ください

## 学校等において予防すべき感染症の解説

学校は児童生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生すると、感染が拡大しやすい傾向があります。そこで学校保健安全法施行規則で、学校において予防すべき感染症の種類を第一種から第三種にわけて規定した上で、出席停止期間の基準等を定めています。以下に、学校において発生する頻度が比較的高い感染症について、出席停止期間や療養上の注意等を解説します。（保育園は学校に準じます。）

### ○第二種感染症（表面の一覧表 1～7 百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎など）

第二種感染症は飛沫感染する感染症で、児童生徒などの罹患が多く、学校・保育施設その他において流行を拡げる可能性が高いものが分類されています。登校・登園停止期間は「感染症ごとに定められた出席停止の基準のとおり。但し、病状により医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない」とされています。

### ○第三種感染症（表面の一覧表 8～10 急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症など）

第三種感染症は学校教育活動や保育環境で流行を拡げる可能性があるもので、表面の一覧表における8から10が該当し、「治癒するまで」または「医師において感染の恐れがないと認められるまで」の出席停止が定められています。

#### ○第三種感染症の「その他の感染症」

第三種感染症では、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要であれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置とることができる疾患として、「その他の感染症」という区分がもうけられています。表一覧表の11から16が該当します。その中で**マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症**に関しては、感染の拡大防止に登校・登園停止の意義が大きいと判断されるため、治癒証明の必要な感染症に分類しました。保育施設においては**RSウイルス感染症**も登園停止の意義が大きいですが、マイコプラズマ感染と同様に診断のための迅速検査には限界があります。RSウイルス感染が確定している際には、施設管理者の裁量において治癒証明書の提出を求めることは妥当と考えられます。**第三種感染症の「その他の感染症」**に該当するが、登校・登園停止が感染拡大防止に結びつきにくい感染症に、表一覧表の13から16、つまり**伝染性紅斑・手足口病・ヘルパンギーナ**などがあります。伝染性紅斑は発症した時点で感染性がなく、手足口病やヘルパンギーナのウイルス排泄期間は2-3週間に及び、この間の登校・登園停止は現実的ではありません。したがって、発熱等の急性期症状が消失して全身状態が安定していれば、登校・登園の是非については管理責任者の指導下で保護者の判断で登校・登園が可能です。表一覧表16の**流行性嘔吐下痢症**は**ロタウイルスやノロウイルス**などによる腸管感染症で、吐物や糞便が感染源となり、感染力は極めて強いです。一方で迅速検査の実施に限界があり、病原体の特定が出来ないことが多いため、治癒証明の提出を義務とはしませんが、冬季を主とした嘔吐・下痢の流行期においては、「下痢・嘔吐症状から回復し、全身状態がよくなるまで」の登校・登園は控える必要があり、保護者には良識ある対応をお願いします。なお、集団発生時には施設管理者の判断で校医・園医と協議の上で、治癒証明書の提出を求めることができます。

#### ○通常出席停止の措置が必要ないと考えられる感染症

**アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、疥癬、蟻虫症**などは、必要な治療と対策（詳しくは養護教諭等に確認）がなされていれば、出席停止の措置は必要ではありません。

【上伊那版】

年 月 日

保護者様

-----保育園

## インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）治癒報告書

お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と他の児童生徒への感染拡大を防ぐため、「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日（園児では3日）を経過するまで」の間、出席停止の措置を指示します。この間は家庭で安静を保ち、症状がなくなるまでしっかり治してから登園させてください。

発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、発熱をもって発症としてください。

また、登園の際は以下の治癒報告書を保護者の方が記入して、保育園に提出してください。

### 【登園停止期間例】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	<b>発症</b>	←	<b>発症後5日間は登園できません</b>			→			
例1	”	<b>解熱</b>	<b>1日目</b>	<b>2日目</b>	<b>3日目</b>		<b>登園可</b>		
例2	”		<b>解熱</b>	<b>1日目</b>	<b>2日目</b>	<b>3日目</b>	<b>登園可</b>		
例3	”			<b>解熱</b>	<b>1日目</b>	<b>2日目</b>	<b>3日目</b>	<b>登園可</b>	
例4	”				<b>解熱</b>	<b>1日目</b>	<b>2日目</b>	<b>3日目</b>	<b>登園可</b>

※発症後何日目に解熱したかによって登園できる日が決まりますので、上表を参考にご覧ください。

----- きりとりせん -----

年 月 日

-----保育園長様

## インフルエンザ治癒報告書

組 園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ ㊞

受診医療機関名	(受診日) 月 日 ( )
診断名 (○印)	A型 ・ B型 ・ 疑い
発症日	月 日 ( )
解熱日	月 日 ( )
登校日	月 日 ( )
保育園を休んだ期間	月 日 ( ) ~ 月 日 ( )



登園届をお願いしている感染症

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断等に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活が可能な状態に回復してから登園するようご配慮ください。

○ 医師の診断等に従い、保護者が記入する登園届の提出をお願いしている感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
手足口病	手足や口腔内に水泡、潰瘍(かいよう)が発症した数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれていること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少しているが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂痂化してから
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
新型コロナウイルス		医療機関、保健所等による期間を満たしていること。

【保護者用】

登園届(保護者記入)			
保育園長様			
園児氏名 _____			
病名(○印)「 ・手足口病 ・伝染性紅斑(リンゴ病) ・ウイルス性胃腸炎 ・ヘルパンギーナ ・RSウイルス ・帯状疱疹 ・突発性発疹 ・新型コロナウイルス 」と診断等されましたが、 病状が回復し、医師等の指示による登園停止期間を満たし、集団生活に支障がない状態 と判断したので登園します。			
発症日		月	日 ( )
受診医療機関名等(受診した場合に記載)	(	病院・医院)	月 日 ( )
休園した期間	月	日 ( )	～ 月 日 ( )
令和 年 月 日			
保護者名(自署又は記名押印) _____			

### 保育園での薬の取り扱いについて（お願い）

保育園は、原則として薬の取り扱いはいたしません。慢性疾患（気管支ぜんそく、てんかん等）の日常における投薬や、処置については、保護者の皆様と連絡をとりながら以下のような対応をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

不明な点がありましたら、担任、園長にお問合せください。

#### 記

- 投薬できる薬は、園児を診察した医師が処方し、調剤したもの、あるいは医師の処方によって、薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は対応できません。
  - 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」 「発作がおきたら…」 というような症状を判断して投薬しなければならない場合は、保育園では判断ができませんので、その都度保護者にご連絡をさせていただきます。
- 1 慢性疾患等で、継続的な内服・外用薬が必要な場合
    - ① 保護者は、「くすりの連絡票」の提出をお願いします。
    - ② 「くすりの連絡票」は、年度毎の提出とします。
    - ③ 「薬剤情報提供書」がある場合は、くすりの連絡票に添付してください。
    - ④ 使用する薬は1回ずつ分けて、当日分のみご用意ください。
    - ⑤ 袋や容器には、子どもさんの名前を必ず記入してください。
    - ⑥ 薬は、保育士へ手渡してください。
  - 2 熱性けいれん等で坐薬（ざやく）の使用が必要な場合
    - ① 「主治医意見書」及び「坐薬使用依頼書」を保護者から提出された場合のみ対応します。
    - ② お子さんが、初めて坐薬を使用する場合は、対応しません。
    - ③ 使用期限を過ぎた坐薬は、保護者にお返しします。
    - ④ 年度毎、新しい坐薬に更新するとともに、同時に「主治医意見書」及び「坐薬使用依頼書」も更新することとします。
  - 3 エピペン等の使用が必要な場合
    - ① 「発作時の個別対応票」及び「主治医意見書及び指示書」を保護者から提出された場合に対応します。
    - ② 年度毎、「発作時の個別対応票」及び「主治医意見書及び指示書」を更新することとします。
    - ③ エピペンに子どもさんの名前を必ず記載してください。